

5 日 獣 発 第 29 号

令和 5 年 4 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する防疫対策の徹底について

このことについて、令和 5 年 4 月 20 日付け 5 消安第 455 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、これからゴールデンウィークを迎え、同期間中においても警戒を緩めることなく、農場における発生予防及び万が一の発生時におけるまん延防止対策を実施する必要があることから、別添のとおり都道府県知事あて通知したことについて了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 栗野・石川

TEL 03-3475-1601

5 消安第455号
令和5年4月20日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

写

5 消安第455号
令和5年4月20日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に係る防疫対策については、これまでも農場における飼養衛生管理基準遵守の徹底に関する指導や伝染病発生時におけるまん延防止対策の徹底についてお願いしてきたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年10月28日以降、全国26道県84事例が確認されており、4月に入ってもその発生が確認されていること、昨年は5月にも発生が確認されていることから、依然として警戒が必要です。

豚熱については、野生いのししにおける感染が続いており、農場における飼養衛生管理の徹底、ワクチン接種推奨地域における適時・適切なワクチン接種、野生いのししのサーベイランス等の対策が重要となっています。本年3月には約半年ぶりに豚飼養農場における発生が確認されており、また、これから野生いのししの活動がさらに活発化することを踏まえると、継続的な対策が重要です。

アフリカ豚熱や口蹄疫については、近隣国で発生が継続し、又は拡大していること、新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）以降、我が国への入国者が増加していること、入国者が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが検出されていること等を踏まえ、我が国への侵入リスクは依然として高い状況にあり、水際対策と併せて、農場における発生防止対策を徹底することが重要です。

これからゴールデンウィークを迎えますが、同期間中においても警戒を緩めることなく、農場における発生予防及び万が一の発生時におけるまん延防止対策を実施する必要があります。つきましては、下記の内容について家畜の所有者を始め畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に周知して指導いただくとともに、貴都道府県における体制等について確認いただき、防疫対策に万全を期すよう改めてお願いいたします。

記

1 畜産関係者の海外渡航の自粛等

- (1) 畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。
- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が母国を含む海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、当該従業員等への周知を徹底すること。

なお、従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止

- (1) 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域、特に畜舎へ立ち入ることのないよう、また不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等を指導すること。
- (2) 農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、飼養衛生管理基準に従い、適切に専用の衣服や手袋・長靴を着用すること。衣服や手袋・長靴の着用に当たっては、交換の前後で動線が交差しないよう指導すること。
- (3) 農場内及び畜舎、車両、人、物品等の消毒を励行するよう指導すること。消毒に当たっては、有機物の存在を前提に消毒前に、汚れを落とし適切な濃度の消毒薬を用いること、踏込消毒槽など一定期間蔵置する消毒薬は汚れた都度、汚れがなくとも1日1回は交換することについて指導すること。
- (4) 野生動物の侵入防止のための防護柵又は防鳥ネットの設置、畜舎壁、天井等の穴、隙間等の破損の有無等の定期的な点検を指導するとともに、不適切な設置又は設備の不備を認めた場合は直ちに改善を図ること。

3 毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の指導

- (1) 家畜の所有者、従業員、獣医師等に対して、「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状」（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定める豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの特定症状について改めて周知すること。
- (2) 飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状の早期発見に努め、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。

4 緊急時における連絡体制の確保及び周知

- (1) 休日においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内や市町村、関係機関、関係団体等との緊急連絡体制を確認すること。年度当初における担当者の人事異動も考慮し、休日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。
- (2) 管轄の家畜保健衛生所の連絡先を家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に改めて周知すること。
- (3) 防疫措置の初動対応が迅速かつ的確に図られるよう、資材の調達先、人員の動員元等との間で緊急連絡体制を確認すること。資材については、休日であっても確実に入手できることを確認すること。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

- (1) 家畜の所有者に対し、防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について改めて確認を行い、万が一の発生に確実に備えておくこと。
- (2) 休日であっても家畜伝染病発生時に円滑な初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県組織内の各部局、関係団体、市町村等との連携を図るとともに、事前に次の点について点検・確認しておくこと。
 - ① 防疫措置に係る動員計画や調達計画、さらに大規模農場における発生時に備えた防疫措置の対応計画を点検するとともに、人員動員、資材・機材調達、情報・広報、各種調整等について役割を確認すること。
 - ② 防疫作業時の動員体制については、家畜衛生担当部局・畜産関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員、団体、市町村等からの職員を含む計画となるよう、事前に関係者との合意形成を図ること。その上で都道府県内からの動員では迅速な防疫措置が困難であると見込まれる場合には、農林水産省動物衛生課を通じて関係組織や他都道府県の家畜防疫員の派遣要請を検討すること。
 - ③ 防疫資材等について、滞りなく防疫措置が実施できるよう初動対応に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な機材及び運搬車等を確保すること。防疫措置の規模に応じた防疫資材の追加調達や統発事例に備えた補充を円滑に行えるよう、4(3)で構築した緊急連絡体制により不足時に緊急的に購入できる業者との連絡調整を図り、必要に応じて資材を追加確保すること。
 - ④ 休日であっても、適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を実施すること。